

質問1

青色申告者は、引当金や準備金を設けることができると聞きましたが、医師の場合にはどんな引当金が設けられますか。

回答 貸倒引当金、退職給与引当金が設けられます。

青色申告者は、特別の損失や支出に備えて一定の引当金や準備金を設けた場合に、その繰入額を必要経費にすることができますが、医業の場合には、次のような引当金が対象になると思いますので、おおよその説明をします。

(1) 貸倒引当金

事業に関して生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、一定の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れたときには、その繰入額は必要経費になります。

(2) 退職給与引当金

一定の退職給与規程を定めている青色申告者が従業員（専従者は含まれません。）の退職に際し支払う退職金に充てるため、一定の金額を退職給与引当金勘定に繰り入れたときは、その繰入額は必要経費になります。

質問2

青色申告をすると所得が赤字になったときに有利になるそうですが、どうしてですか。

回答 所得の赤字は翌年以後3年間の繰越控除ができますし、前年に繰り戻して税金の還付を受けられることもできます。

災害などにより、事業用の資産について受けた損失や、住居や家財について受けた損失の金額は、その年分の所得から引ききれないときは、翌年以後の3年間に繰り越して控除することができますが、それ以外の原因で所得が赤字になったときは、白色申告者の場合はその年で打ち切れ、赤字を翌年以降に繰り越すことはできません。

ところが、青色申告者の場合には、純損失の繰越控除とあって、災害による損失と同様に、所得の赤字を翌年以後の3年間にわたって繰り越すことができますから、例えば、開業1年目でその年の所得が赤字になったようなときでも、青色申告をしていれば、その赤字を翌年の所得から控除できますし、控除しきれないときは更に翌年、翌々年と順次控除することができます。

純損失の繰越控除をするには、確定申告書を提出し、かつ、その後の年分についても連続して確定申告書を提出することが必要です。

また、前年も本年も青色申告をしている人の場合は、純損失の繰戻し還付とあって、本年分の所得の赤字を前年分に繰り戻して、前年分に納めた税額の還付を受けることもできます。

純損失の繰戻し還付を受けるには、申告期限内に青色の損失申告書と同時に還付請求書を提出することが必要です。